

# U I ターン福祉人材確保事業補助金のご案内

## (介護事業所関係)

この制度は、介護人材の確保と定住促進を図るために、市内の介護事業所（※1）に就職されたU I ターン者（※2）及び新規学卒者（※3）の方に対して、家賃等（※4）の一部を予算の範囲内において補助するものです。

### 対象となる方

平成24年4月1日以後に、市内の介護事業所に正職員（※5）として就職され、かつ、借家等（※6）を借りるなどにより家賃等を支払われる方であって、次の要件を満たす方です。

- ① 本市の住民基本台帳に記載されている新規学卒者及びU I ターン就職者
- ② 採用時点で看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員※の資格を有する者又は介護職員実務者研修、介護職員初任者研修若しくは生活援助従事者研修修了者

※令和2年度から新たに追加

### 補助金の額

上限額：月額30,000円（1年目）20,000円（2年目）

※予算の執行状況によって、補助額が変更する場合があります。

※支払われた家賃等の月額から、介護事業所からの家賃補助額を差し引いた額。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

### 申請方法

綾部市U I ターン福祉人材確保事業補助交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添付の上、高齢者支援課企画管理担当まで、ご提出ください。

- ① 住宅賃貸借契約書の写し
- ② 住民票の写し（新規学卒者の方で住民票を異動せずに通学されておられた場合は、当時の住宅賃貸借契約書の写し）
- ③ 給料支払明細書
- ④ 新規学卒者の方は、卒業証明書の写し
- ⑤ 対象となる資格証明書の写し
- ⑥ その他（特に市長が必要と認める書類の写し）

### 用語の説明

※1 綾部市内に事業所を有する介護保険法（平成9年法律第123号）の

規定に基づく（介護予防）指定居宅サービス事業所、（介護予防）指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防支援事業。

- ※2 綾部市に居住されていた方で、市外に転出、就職した後、綾部市に転入し、市内の介護事業所に再就職した方又は綾部市に居住したことのない方で、綾部市に転入し、市内の介護事業所に就職した方。
- ※3 在学中、市外に居住し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定（幼稚園及び小学校除く。）又は同法第124条に規定する専修学校に通学し、雇用される年の3月に卒業した方（雇用される年の前年の3月に卒業予定であった方で、単位の未取得等により前年4月1日から雇用される年の3月31日までの間に卒業した方を含む。）。
- ※4 家賃、共益費及び当該家賃等に附属する駐車場使用料を合算した額。
- ※5 正規雇用で、雇用期間を限定することなく雇用されている方。
- ※6 市内の所在する借家、アパート等（勤務する事業所の社宅及び社員寮を除く。）。

**ご注意ください。**

補助金の交付決定を受けられた後に、申請された内容に変更が生じた場合は、必ず、ご連絡ください。後日、綾部市Uターン福祉人材確保事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を提出いただくことになります。

万一、連絡がなく、偽りの事実を確認した場合は、交付決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されている場合は、補助金の全部または一部の返還を命ずることがあります。

**お問い合わせ先及び申請書提出先**

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市福祉保健部高齢者支援課企画管理担当

電話（0773）42-4339（直通）